

第1章 ユニバーサルデザイン推進計画の趣旨

1-1. 策定の背景

ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境をつくりだしていくために、様々な取組みを推進してきています。平成19年には「世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、その理念を具現化していくために、平成21年に「世田谷区ユニバーサルデザイン推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定し、平成21年度から26年度までの6年間の計画として運用してきました。

社会的背景やこれまでのスパイラルアップの取組みの積み重ねを踏まえ、「推進計画」の内容を見直し、「推進計画(第2期)素案」をまとめました。

1-2. 目的

すべての区民が個人として、尊重され、共に支えあいながら、将来にわたって活力に満ちた世田谷をつくりあげていくことができるように、区と区民、事業者及び関係団体が協働しながら、だれにとっても利用しやすい生活環境の整備を推進していくための具体的な取組みを示します。

1-3. 位置づけと期間

推進計画は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第7条第1項を根拠とし、区の基本構想を踏まえ、各種計画と連携し、ハード、ソフトの両面から、生活環境の整備に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

計画の期間は平成27年度より平成36年度までの10年間の計画とします。

第2章 ユニバーサルデザイン施策の歩み

2-1. スパイラルアップの取組み

推進計画(平成21年度から26年度)では、毎年度、それぞれの施策・事業を関係する所管が点検し、区長の付属機関であるユニバーサルデザイン環境整備審議会が講評や提案を行っています。また、点検結果は公表され、区民からの意見を募集し、各施策や事業の改善に取り組んできています。

2-2. 整備の進展

区立施設、民間の建築物等、公共交通、道路及び自転車利用環境、公園・緑地の整備などについては、ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出等により整備基準に基づいた着実な整備を進めるとともに幅広く多様なニーズに対応した整備も行われてきています。

2-3. 推進計画(平成21年度から26年度)における特徴的な取組み

- ・ 専門家を交えた建物の設計・施工《代田区民センター》
- ・ 多様な当事者の意見を反映した日本庭園《二子玉川公園》
- ・ 啓発から広がる地区の街づくり《千歳烏山駅周辺身近な推進地区》

第3章 ユニバーサルデザインに関わる社会の変化と課題

3-1. 社会の変化

- ① ニーズが多様化した: 多様な人の社会参加が増えました。
- ② 通信手段が多様化した:
新たな情報通信機器やソフトの開発が進み情報が得やすくなりました。
- ③ ハード整備が進んだ: 公共的施設及び住宅の環境整備が進んでいます。
- ④ 防災への意識が高まっている:
東日本大震災が発生し、関東での大地震による発災が現実味を帯びて認識されてきました。
- ⑤ 差別禁止の法体系が整備された:
「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定されました。

3-2. 見直しの課題

- ① だれもが、ユニバーサルデザインに配慮し区民参加でまちづくりをすすめる!
区民・事業者・区のだれもがユニバーサルデザインに配慮し、区民参加でまちづくりを進める必要があります。
- ② ユニバーサルデザインの質を高める!
多様化するニーズに対応するため、生活環境のユニバーサルデザインの質を高める必要があります。
- ③ 更なるバリアの解消に取り組む!
更なるバリアの解消の取り組みと工夫を進める必要があります。

第4章 計画の目標、基本方針、施策・事業

だれもがユニバーサルデザインの視点と心でまちづくり

— 目標 —

目標1
公平な
社会づくり

目標2
ユニバーサルデザインの
まちづくり

目標3
[新規]
区民参加で
まちづくり

— 基本方針 —

I みんなで取組み、進める

- 1 全ての人々が、ユニバーサルデザインに考慮して取組む
- 2 気づきと思いやりの心を広げる
- 3 ユニバーサルデザインの検討に区民参加のプロセスを導入し、区民の声を反映する

II ユニバーサルデザインのまちをつくる

- 4 公共的施設のユニバーサルデザイン整備の質を高める
- 5 だれもが安全で、たのしく快適に暮らせる地域を実現する

III ユニバーサルデザインによる情報とサービスを広げる

- 6 ユニバーサルデザインによる情報とサービスを通して、お互いのコミュニケーションを広げる

— 施策・事業名称 —

- 1 ユニバーサルデザインの生活スタイルの普及[新規]
- 2 普及啓発イベント
- 3 ユニバーサルデザイン普及講座
- 4 ユニバーサルデザイン・ハンドブックの活用
- 5 ユニバーサルデザインに取り組むアドバイザーなどの人々の活躍の場を広げ、多くの人が参加できる取組みの推進[新規]
- 6 ユニバーサルデザイン推進事業のスパイラルアップの実践
- 7 ユニバーサルデザインの情報バンク運営[新規]
- 8 区立施設のユニバーサルデザインによる整備の推進
- 9 学校施設のユニバーサルデザインによる整備の推進
- 10 サイン整備の推進
- 11 小規模店舗等におけるユニバーサルデザインの推進
- 12 「住まいサポートセンター」における住宅のユニバーサルデザインの普及
- 13 公営住宅のユニバーサルデザインに基づく改修の推進
- 14 高齢者・障害者の住宅改修支援
- 15 公共交通等のサービスの充実
- 16 安全な歩道づくり
- 17 自転車の安全な利用の啓発
- 18 自転車走行環境の整備
- 19 放置自転車等をなくす取組み
- 20 規模や特性に応じた公園緑地等の整備
- 21 推進地区のユニバーサルデザイン取組み推進
- 22 だれでも使えるトイレとベンチ等の休憩施設のネットワーク整備
- 23 災害時に使えるトイレの整備推進
- 24 情報のユニバーサルデザインガイドラインの普及
- 25 多様な情報媒体の普及・活用の推進
- 26 災害に備えた区民参加による取組み
- 27 ユニバーサルデザインによる接客・接遇の向上
- 28 職員のユニバーサルデザインに関する研修の推進



第5章 ユニバーサルデザインの推進の仕組み

5-1. 施策の継続的な点検・評価・改善

施策・事業の点検・評価・改善といったスパイラルアップの取組みを継続して行い、生活環境の整備を進めていきます。

5-2. ユニバーサルデザイン環境整備審議会と庁内推進体制との連携による施策の展開

全庁的な推進体制として、ユニバーサルデザイン推進委員会が設置されており、ユニバーサルデザイン環境整備審議会の助言を得ながら施策・事業についてスパイラルアップの取組を進めます。

5-3. 新たな施策・事業による展開

ユニバーサルデザインに取り組む人々の活躍の場を増やすとともに、情報バンクなどを活用し、整備の質の向上を図ります。